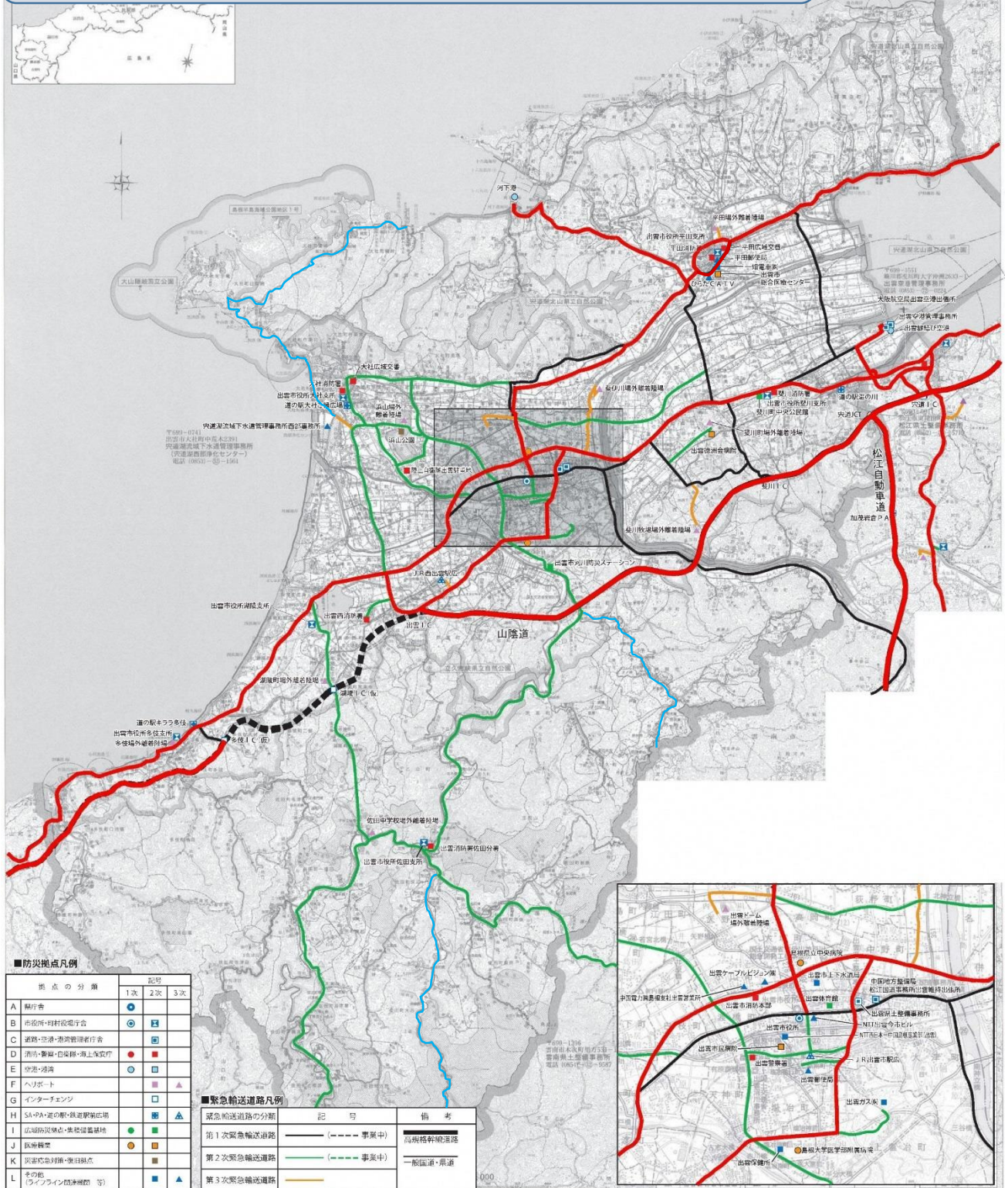


ブロック塀等安全確保事業の助成対象となる緊急輸送道路等

※ 下の図の赤・黒・緑・黄・青の路線に面したブロック塀等が対象となります。

(注：路線は重複しているものもあります。)



- (赤線) : 通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断結果の報告の義務付け対象となっている緊急輸送道路
- (黒線) : 第1次緊急輸送道路
- (緑線) : 第2次緊急輸送道路
- (黄線) : 第3次緊急輸送道路
- (青線) : 原子力災害に備えた出雲市広域避難計画で定める避難経路